

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第991号

2019年（令和元年）11月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

資金調達に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）10月24日付けで諮問（第991号）された資金調達に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

資金調達に関する事務に係るふるさと納税制度を活用したインターネットを通じた寄附の募集については、2017年（平成29年）7月13日付で藤沢市個人情報保護制度運営審議会から答申（第863号）を受け、同年8月から運用を開始した。寄附者及び寄附額並びに返礼品数を着実に増加させる一方で、他自治体への寄附による寄附金控除額は飛躍的に増加し、平成30年度の市税の流出額は約9億5千万円となっている。

こうした状況の中、より目的が明確で、寄附者の共感と寄附意欲の増進に効果の高い、クラウドファンディング型ふるさと納税（以下「クラウドファンディング」という。）を実施することが歳入確保に有効であると判断し、当該事務の効率的な実施に当たりコンピュータ処理を行うことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、クラウドファンディングのコンピュータ処理は、先に答申を受けた寄附の募集と同一システム、同一運用により実施する。

また、クラウドファンディングの対象となる事業は、各課の催事や市が委託又は補助し、実行委員会が主催するものであり、今後順次決定していくところだが、市のコンピュータ処理は財政課のみが行う。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う事務

資金調達に関することのうち、クラウドファンディングにおける寄附申込及び寄附金受領、返礼品注文及び発送

イ コンピュータ処理をする必要性

この処理については、現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行い、寄附を行おうとする個人が多く訪れる機会を活用することで、効率的効果的に募集を図ることが可能となるため、コンピュータ処理を行うものである。

ウ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 寄附者に係る情報

氏名、フリガナ、性別（任意項目）、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、自治体の広報誌などでの氏名の公開又は非公開の別

(イ) 返礼品配送先情報

氏名、フリガナ、住所、電話番号

(ウ) 支払方法

クレジットカード決済の場合は、氏名、クレジットカード番号、クレジットカード有効期限、セキュリティコード

(エ) 寄附金額及び選択した返礼品

(オ) 選択した寄附金の使途及び使途に対する金額希望

(カ) アンケート回答（任意項目）

(キ) ご意見等（任意項目）

エ 処理内容

寄附者は、業務受託者が作成する本市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページにアクセスし、返礼品を希望する場合は、寄附金額に応じた返礼品を選択し、返礼品を希望しない場合は、その旨を選択した上で寄附金額を入力する。

寄附者は利用規約に同意した上で、当該寄附に必要な情報を入力する。

寄附者は決済代行会社を通じ、業務受託者に対し、寄附金を入金し、業務受託者は、収納した寄附金を本市へ納付する。

決済関連情報は、決済代行会社が取り扱う。業務受託者は、事務処理の時点のみ当該情報を保持するものとし、処理後は決済の有無を決済代行会社より受領する(寄附者が業務受託者による決済情報の保持を希望する場合を除く。)

決済終了後、業務受託者は、返礼品提供事業者に対し返礼品を発注するとともに、提携する配送業者に集荷を依頼する。この際、返礼品提供事業者は寄附者の個人情報の提供を受けることはなく、配送業者は集荷、配送に必要な個人情報のみ取り扱う。配送業者は集荷した返礼品を寄附者が入力した住所に配送し、業務受託者は寄附者に対し寄附受領証明書を発送する。

市は、業務受託者が作成した本市専用の寄附管理用Webページにアクセスし、寄附金の入金の際の件数及び金額の管理に使用するとともに、寄附受領証明書の不達者への再配達など、委託業務終了後の対応があった場合に備え、保管する。

(3) 安全対策について

ア 市の安全対策について

(ア) 人的対策

本業務の管理責任者を定め、管理画面へアクセスできる職員を限定するとともに、パスワードについては定期的に変更する。

(イ) 技術的対策

a 寄附者の情報データの保管については必要最小限とし、保管したデータについては、IT推進課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し保管する。

b 市Webページから業務受託者の作成する本市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページへのリンクに当たっては、市Webサイトから外部サイトに遷移することを明示する。

(ウ) 物理的対策

a 業務遂行上又は管理上、紙に出力したデータは、施錠したキャビネットに保管する。

b 電子データについては、業務終了後、速やかにネットワークドライブから消去する。

イ 業務受託者の安全対策について

次の事項について、条例、業務委託契約、個人情報保護方針、情報セキュリティ方針及び規約の規定に基づき対策を講じる。

(ア) 人的対策

a 業務受託者は、契約書の規定に基づき、業務責任者及び従事者についての名簿を提出するとともに、必要に応じ、業務の履

- 行状況に関して委託者への報告又は実地調査の受検に応じる。
- b 業務受託者は、外部機関認証（プライバシーマーク）を取得し、個人情報保護方針に基づき、個人情報の保護に関する法律等に従い個人情報の取扱いを適切に行うことで、盗難、改ざん、漏えい、滅失、毀損、不正利用並びに外部からの攻撃等の脅威から当該情報を保護する。
 - c 業務受託者が利用する個人情報については、項目、利用する者の範囲、利用目的等を取り決めるとともに、管理責任者について明らかにする。
 - d 業務受託者は、情報セキュリティ方針の規定に基づき、全従業員に対する教育を行うとともに、内部監査体制を整備する。
 - e 業務受託者が再委託を行う場合は、個人情報を保護するために必要な契約を締結の上、業務委託先のセキュリティレベルを審査し、委託後もセキュリティレベルが維持されるよう定期的に確認を行い、業務を適切に監督する。

(イ) 技術的対策

- a 通信は、回線上「SSL/TLS（暗号化通信）」で行う。クラウドファンディングの実施に当たっては、寄附受付Webページ、寄附管理用WebページともにユーザーID及び暗証番号による認証を行う。
- b 業務受託者は、情報資産を保護するため、アクセスコントロール及びシステム開発、運用の標準化等の技術的な措置を講じ、情報資産へのアクセスコントロールを徹底して行う。

(ウ) 物理的対策

業務受託者は、情報資産を保護するため、情報セキュリティ方針に基づき、セキュリティエリアの設定、監視等の物理的な措置を講じる。

(4) 処理開始日（予定）

2019年（令和元年）12月1日

(5) 添付書類

- ア 処理フロー図
- イ 画面遷移（例）
- ウ 業務委託契約書、仕様書（写）
- エ 規約、個人情報保護方針、情報セキュリティ方針（写）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり

の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行い、寄附を行おうとする個人が多く訪れる機会を活用することで、効率的効果的に募集を図ることが可能となるため、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のア(ア)から(ウ)まで及びイ(ア)から(ウ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 藤沢市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(ウ) b

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 ア(イ) a

(エ) 日常的な安全対策 ア(イ) b, ア(ウ) a

イ 業務受託者の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(イ) a

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(イ) a, イ(イ) b

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ア) a, イ(ア) b

(エ) 再委託による情報漏えいを防ぐための措置 イ(ア) e

(オ) その他安全対策を高めるための措置 イ(ア) c, イ(ア) d, イ(ウ)

以上、条例、業務委託契約、個人情報保護方針、情報セキュリティ方針及び規約の規定に基づき対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、再委託の禁止が守られていることを確認するため、適宜、受託者に報告を求める、又は調査を行うことを要望する。

以 上